

令和4年12月1日からアワビ・ナマコの販売に際し、

漁獲番号又は荷口番号の伝達が必要です。

16桁の番号がついている
アワビ・ナマコは、
適正に漁獲され、
流通しているのです。
安心して購入・販売
いただけます

制度の目的

水産流通適正化制度は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物について、取扱事業者間における情報の伝達や取引記録の作成・保存等の措置を講ずることにより、流通等の適正化を図ることを通じて、違法な漁業の抑制と水産資源の持続的利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的としています。



漁獲番号
採捕事業者が
附番する番号

届出番号(7桁)
0234567 - 231201 - XXX
取引年月日(6桁)
西暦下2桁 + 年月日4桁
取引番号(3桁)

荷口番号
取扱事業者が
附番する番号

事業者割振り番号(7桁)
5234567 - 231201 - XXX
取引年月日(6桁)
西暦下2桁 + 年月日4桁
取引番号(3桁)

制度の概要（特定第一種水産動植物等関係）

特定第一種水産物（アワビ・ナマコ）について、関係事業者ごとに次のことが義務付けられます。

1 採捕事業者（漁業者・漁協等）

- ① 届出（7桁の届出番号の取得）
- ② 漁獲番号等の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存（3年間）

2 取扱事業者（加工・流通事業者）

- ① 届出（7桁の事業者割振り番号の取得）※1
- ② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存（3年間）

3 小売販売事業者

（消費者に販売する小売事業者・飲食店・宿泊事業者等）※2

- ① 取引記録の作成・保存（3年間）

※1 届出先：府域事業者は大阪府、複数の府県にまたがる事業者は農林水産省

※2 専ら消費者に販売する小売事業者、飲食店については、届出義務や消費者への伝達義務はありません

制度の詳細（説明動画等）/特定第一種水産動植物等に係る輸出事業者関係/特定第二種水産動植物関係
水産流通適正化法に係る周知・普及啓発資料（水産庁HP）



対応していただくこと/大阪府への届出方法 等
大阪府 水産流通適正化制度（大阪府HP）



大阪府水産流通適正化協議会（事務局：大阪府環境農林水産部水産課） Tel.06-6210-9613

水産流通 普及啓発

検索

大阪府 水産流通適正化

検索

アワビ・ナマコを取り扱う 流通・小売販売・外食等取扱事業者の皆さんへ

水産流通適正化制度 3つの義務

1 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を使用して、**行政庁※1**に対して、**届出※2**を行う必要があります。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫(以下「事務所等」)の所在地(該当するもの全て)
- 取り扱う水産物の種類(アワビ、ナマコ)

※1 届出先の行政庁は以下のとおりです。

事務所等が大阪府の区域内のみにある事業者→大阪府

事務所等が複数の都道府県にある事業者→農林水産省

※2 専ら消費者に対し、販売又は提供する事業者の場合は、届出は不要です。



2 事業者間の情報の伝達※3

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、他の取扱事業者にアワビ、ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- 名称 (取引において通常用いている名称)
- 重量又は数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (譲渡し又は引渡しをした年月日)
- 取扱事業者名 (譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称)
- 漁獲番号※4又は荷口番号※5 (輸入品又は養殖物の場合は、番号に代えてその旨)

※3 消費者に販売又は提供する場合は、当該消費者への伝達は不要です。また、消費者を含む不特定多数の者に販売するスーパー・マーケット等で、事業者が消費者と同様の条件・立場でアワビ、ナマコやその加工品を購入する場合は、スーパー・マーケット等は消費者と事業者を判別することは困難であるため、譲渡した記録の作成・保存及び情報の伝達は不要です。

※4 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に、当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。

※5 荷口番号とは、アワビ、ナマコやその加工品の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達を受けた複数の漁獲番号に代えて取引に附番する16桁の番号です。

(例)

事業者割振り番号 取引年月日 取引番号

荷口番号: 5234567-231201-XXX

西暦下2桁+年月日4桁

取引番号3桁は、任意に附番できます。
なお、大阪府水産流通適正化協議会では
アワビ001、ナマコ002としています。

3 取引等の記録の作成・保存

受領・発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(請求書、納品書等)に、①名称、②重量又は数量、③年月日、④取扱事業者名⑤漁獲番号又は荷口番号が記載されていれば、それを**3年間保存しておく**ことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。